

昭和二十六年土地調整委員会規則第二号

十六年土地調整委員会規則第二号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則

土地調査委員会設置法（昭和二十五年法律第一百九十二号）第十五条、第三十九条第二項及び第四十八条の規定に基き、土地調査委員会設置法施行規則を次のように定める。

卷之三

第一条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に關する法律(以下「法」という。)第二条第一項の裁定委員会(以下「裁定委員会」という。)に裁定委員長を置き、裁定委員の互選によつてこれを定める。ただし、公害等調整委員会(以下「委員会」という。)の委員長が裁定委員であるときは、委員長を裁定委員長とする。

第二条 裁定委員長は、裁定手続を指揮する。(除斥又は忌避の申立ての方式等)

第一条の二 除斥又は忌避の申立てでは、委員会に對し、その原因を記載した書面を提出してしなければならない。

第二条の三 除斥又は忌避の原因は、前項の申立てをした日から三日以内に、疎明しなければならない。法第四条第二項ただし書の事実についても、同様とする。(裁定委員の交代)

第三条 第一条の四 法又はこの規則の規定により委員会又は裁定委員会のする公示は、官報に掲載して行う。ただし、急施を要する場合は、インターネットの利用その他適切な方法による。

(公聴会)

第二条 公害等調整委員会設置法第十四条又は法第二十三条第一項(法第二十四条第二項の規定により適用する場合を含む。)の公聴会を開こうとするときは、事案の要旨、期日及び場所その他必要と認める事項を公示する。

第三条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その氏名、職業、住所又は居所及びその述べようとする意見の要旨を記載した文書をあらかじめ委員会に提出しなければならない。

第四条 委員会は、前項の規定により文書を提出した者及びその他の者のうちから出席すべき者を定め、本人にその旨を通知する。

第五条 公聴会は、委員長又は委員会の指定する委員若しくは委員会の職員が議長としてこれを主宰する。

第五条 公聴会で発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

3 読むと、公聴会の運営は堅粕で、乏しく、月間を維持するため必要があると認めるときには、発言の制限その他必要な措置をすることができる。議長は、必要があると認めるときは、公聴会を続行することができる。この場合には、議長

卷之三

は、次回の期日及び場所を定めて出席者に通知しなければならない。

第五条の二 公聴会を行つたときは、意見の要旨を記載した記録を作成するものとする。

第六条 法第二十二条第一項の規定により一定の地域を鉱区禁止地域として指定することを請求しようとするときは、左に掲げる事項を記載した請求書正副各一通に、それぞれ地域図を添えて、委員会に提出しなければならない。

一 請求者名

二 地域の所在地

三 鉱物の名称

四 地域の境界の表示

五 地域の面積

六 請求の理由

七 地域内の現況地目の概要

八 その他参考となるべき事項

2 前項の地域図は、左の要領によつて作成したものでなければならない。

一 國土地理院発行の五万分の一地形図（以下「地形図」という。）に地域を明示すること。

二 地域が狭小であつて、その地域を明示することが困難であると認められるものについては、地形図にその位置を表示して、別に適宜の縮尺によつて地域を明示すること。

委員会は、特に必要があると認めるときは、その指示する要領によつて作成した地域図を追加して提出させることができる。

第七条 法第二十二条第二項の規定による公示には、左に掲げる事項を掲載する。

一 前条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 請求の理由の要旨

三 地域図

四 前三号の外委員会が特に必要と認める事項

第八条 法第二十三条第一項に掲げる土地所有者、土地に関して権利を有する者、鉱業権者、

(審問)

鉱業出願人、鉱業申請人その他の利害関係人が当該事件について審問を受けようとするときは、前項の会員並びに二級登録者等は、

は、前条の公示があつた後退満たくその氏名
職業、住所又は居所並びにその述べようとする
意見の主旨及びその理由を記載した文書を委員会
に提出しなければならない。

第ノ条の二

員又は委員会の職員に法第二十三条第一項に規定する審問をさせる」ことができる。

第八条の三 法第二十三条第一項の規定により審問を行なつたときは、その要旨を記載した記録を作成するものとする。

2 第五条の二第二項の規定は、前項に規定する記録について準用する。この場合において、同項中「公聴会の議長」とあるのは、「審問を行なつた者」と読み替えるものとする。

(指定等の公示)

第九条 法第二十三条第四項の規定による公示には、左に掲げる事項を掲載する。

一 指定をしたとき(指定請求の一部について指定をしたときを含む。)
イ 指定番号
ロ 指定請求公示の年月日

二 地域の表示
ト 地域図(一部指定のときは、指定請求公示の鉱物との関係を明らかにすること。)
チ 指定の理由
リ 指定を拒否したとき
イ 指定請求公示の年月日
ハ 請求者名
ニ 地域の所在地
ホ 鉱物の名称(一部指定のときは、指定請求公示の鉱物との関係を明らかにすること。)
チ 地域の面積
リ 指定の理由
イ 指定請求公示の年月日
ハ 請求者名
ニ 地域の所在地
ホ 鉱物の名称
木 拒否の理由

第十一条 第六条の規定は、法第二十四条第一項の規定により、鉱区禁止地域の指定の解除を請求する場合に準用する。但し、請求書には同条による規定の事項の外鉱区禁止地域の指定公示の年月日及び指定番号を記載しなければならない。

2 法第二十四条第一項の規定により鉱区禁止地域の指定の解除の請求があつた場合、第七条の規定は解除の請求の公示に、第八条から第八条各

の三までの規定は審問に、前条の規定は指定解除又は指定の解除の拒否の公示に準用する。

前二項の場合において鉱区禁止地域の指定解除の請求又は解除に係る地域が当該鉱区禁制区域に指定した地域の全部であるときには地域図の添附又は公示を要しない。

二二三

第十九条の二 法第二十五条第二号の裁定に関し、委員会又は裁定委員会に提出すべき書面は、左にげるものを除き、ファクシミリを利用して送ることにより提出することができる。

一 その提出により裁定手続の開始、続行、一
止又は完結をさせる書面

二 法定代理権、手続をするのに必要な授權を証する書面その他の裁定手続上重要な事項を明する書面

三 法第二十七条第二項の規定により執行停を申し立てる書面

四 法第三十六条第一項又は法第三十七条の規定により審理手続への参加を申し立てる書類

2 ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、委員会が受信した時に、当該書面が委員会又は裁定委員会に提出されたものとみなす。委員会又は裁定委員会は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

(裁定の申請)

第十一條 法第二十五条第一項に規定する裁定申請をしようとする者は、裁定申請書の提出同時に、処分庁及び関係都道府県知事の数に同じ部数の当該裁定申請書の副本を委員会に出しなければならない。

第十一條の二及び第十一條の三 削除

第十一條の四 裁定申請書には、法第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、左に掲げ事項を記載しなければならない。

一 申請人が処分のあつたことを知った年月二 申請人又は代理人の郵便番号及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。以下同じ。)法第二十五条の二第二項第四号の申請の理由には、申請を理由づける事実を具体的に記し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関する事実で重要なものの及び証拠を記載なければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、裁

ハロ	事件名
ハロ	事件関係人又は参考人の氏名又は名称、職業及び住所又は居所
ハロ	二 証しようとする事実
ト	審問に要する見込みの時間
ト	審問を必要とする理由
ト	法第三十三条第一項第二号の処分を求める場合
イ	申立人の氏名又は名称
イ	事件名
ハロ	鑑定人の氏名又は名称、職業及び住所又は居所
ハロ	二 鑑定を必要とする事実
ハロ	鑑定を必要とする理由
三	法第三十三条第一項第三号の処分を求める場合
イ	申立人の氏名又は名称
イ	事件名
ハロ	文書その他の物件の表示
ニ	文書その他の物件の所有者の氏名又は名前
ニ	称及び住所又は居所
ハロ	文証しようとする事実
ハロ	当該文書その他の物件の提出を必要とする理由
四	法第三十三条第一項第四号の処分を求める場合
イ	申立人の氏名又は名称
ニ	事件名
ハロ	事業場の名称及び所在地
ニ	事業場の管理者の氏名又は名称及び住所又は居所
ハロ	本証しようとする事実
ハロ	立入検査を必要とする理由
ニ	前項第一号本の審問事項は、できる限り、個別のかつ具体的に記載しなければならない。
3	第十四条の五の規定は、第一項の証拠申立てについても適用する。
第十五条の二	(審理の期日外における調査のための処分) 裁定委員会は、必要があると認めることは、審理の期日外において法第三十三条第一項各号に掲げる処分をすることができる。この場合においては、あらかじめ、事件関係人に対し、処分をする期日及び場所を通知しなければならない。(事件関係人等の出頭の通知)
第十五条の三	裁定委員会が法第三十三条第一項第一号又は第二号の規定により事件関係人、参考人又は代理人が補佐人の出頭について明示し、かつ、虚偽の陳述又は鑑定に対する罰を告げなければならない。

考人又は鑑定人の出頭を求めるには、左に掲げる事項を記載した出頭通知書によるものとする。ただし、時宜によつては、口頭によることを妨げない。
一 事件名
二 事件関係人の氏名又は名称及び住所又は居所
三 出頭すべき日時及び場所
四 審問又は鑑定の事項
五 出頭しない場合について法律上の制裁があるときは、その旨(隔離審問)

第十五条の四	法第三十三条第一項の処分により同条第一項の処分を行なう裁定委員若しくは委員会の職員は、参考人又は鑑定人に対して別に審問しなければならない。
2	裁定委員長又は法第三十三条第二項の規定により同条第一項の処分を行なう裁定委員若しくは委員会の職員は、参考人又は鑑定人に対して別に審問しなければならない。
3	裁定委員又は職員の身分を示す証票は、別記様式によるものとする。
4	(宣誓の方式)
第十六条の二	事件関係人、参考人又は鑑定人の宣誓は、審問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、審問の後にさせることができる。
5	審理手続に参加することを必要とする理由
6	その他参考となるべき事項
四	事件名
五	審理手続に参加することを必要とする理由
六	その他参考となるべき事項
四	(代理人の承認)
五	審理手続に参加することを必要とする理由
六	その他の参考となるべき事項
三	関係行政機関又は代理人の郵便番号及び電話番号
四	申立の理由
五	その他参考となるべき事項
六	事件関係人、参考人又は鑑定人の宣誓及び陳述の要領
三	出頭した裁定委員及び委員会の職員の氏名押印しなければならない。
四	事件名
五	審理の要領
六	事件関係人、参考人又は鑑定人の宣誓及び陳述の要領
七	検査の結果
三	前項の場合において、裁定委員が調書に記名押印することに支障があるときは、他の裁定委員の一人がその事由を付記して記名押印しなければならない。
四	審理、審問又は検査の場所及び年月日並びにその公開の有無

第七十七条	法第三十六条第一項の規定により審理手続に参加ししようとするときは、左に掲げる事項を記載した文書を裁定委員会に提出しなければならない。
第十七条	法第三十六条第一項の規定により審理手続に参加ししようとするときは、左に掲げる事項を記載した文書を裁定委員会に提出しなければならない。
第十八条	法第三十七条の規定により関係行政機関が審理手続に参加しようとするときは、左に掲げる事項を記載した文書を裁定委員会に提出しなければならない。
第十九条	法第三十九条第一項の調書には、左の事項を記載し、審理、審問又は検査に出席した裁定委員及び調書を記載した委員会の職員が記名押印しなければならない。
二十一条	法第三十九条第二項の規定により調書の閲覧をしようとするときは、左に掲げる事項を記載した文書をもつて委員会に申し出て委員会の職員の指示に従わなければならぬ。
二十二条	請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
二十三条	三 閲覧請求の理由
二十四条	(調書の閲覧)
二十五条	法第四十六条の規定により利害関係人が調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本

